

文化審議会国語分科会（第56回）議事録

平成26年11月21日（金）
10時00分～11時30分
文部科学省3F1特別会議室

〔出席者〕

- （委員）岩澤分科会長，伊東副分科会長，秋山，井上，入部，沖森，尾崎，影山，
亀岡，小山，笹原，鈴木（一），鈴木（泰），棚橋，戸田，納屋，松岡，
やすみ各委員（計18名）
- （文部科学省・文化庁）有松文化庁次長，佐伯文化部長，岸本国語課長，
鵜飼国語課長補佐，林日本語教育専門官，鈴木国語調査官，
武田国語調査官ほか関係官

〔配布資料〕

- 1 文化審議会国語分科会（第55回）議事録（案）
- 2 漢字小委員会の審議状況について（経過報告）
- 3 日本語教育小委員会の審議状況について（経過報告）
- 4 日本語教育に関して早急に取り組むべき主な事項
- 5 文化審議会国語分科会の今後の審議スケジュール（案）
- 6 文化庁における国語施策・日本語教育施策（平成27年度概算要求関係資料）

〔参考資料〕

- 1 文化審議会国語分科会委員名簿（第14期）
- 2 文化審議会への諮問文（平成26年諮問第21号）
- 3 審議経過報告（第12期・文化審議会文化政策部会）
- 4 今後の検討スケジュール（イメージ）
- 5 第3次基本方針のうち国語分科会関係部分

〔机上配布資料〕

- 「国語分科会で今後取り組むべき課題について（報告）」
（平成25年2月18日 文化審議会国語分科会）
- 「改定常用漢字表」（平成22年6月7日 文化審議会答申）
- 「日本語教育の推進に向けた基本的な考え方と論点の整理について（報告）」
（平成25年2月14日 文化審議会国語分科会日本語教育）
- 「日本語教育の推進に当たっての主な論点に関する意見の整理について（報告）」
（平成26年1月31日 文化審議会国語分科会日本語教育小委員会）
- 「文化芸術の振興に関する基本的な方針（第3次基本方針）」
（平成23年2月8日 閣議決定）

〔経過概要〕

- 1 委員の異動（吉尾委員辞職，亀岡委員就任）及び事務局の異動（有松文化庁次長，佐伯文化部長，岸本国語課長の就任）について紹介があった。
- 2 第56回文化審議会国語分科会の開催に当たり，有松文化庁次長から挨拶があった。

- 3 事務局から配布資料の確認が行われた。
- 4 前回の議事録（案）が確認された。
- 5 沖森漢字小委員会主査から、配布資料 2 を用いて、漢字小委員会の審議状況について説明があり、説明に対する意見交換が行われた。
- 6 伊東日本語教育小委員会主査から、配布資料 3 及び 4 を用いて、日本語教育小委員会の審議状況について説明があり、説明に対する意見交換が行われた。
- 7 岸本国語課長から、参考資料 2～5 を用いて、文化芸術の振興に関する基本的な方針（第 4 次方針）の策定に関する検討状況について説明があり、説明に対する質疑応答が行われた。
- 8 事務局から、配布資料 5 及び 6 を用いて、今後の審議スケジュール及び平成 27 年度概算要求の状況について説明があった。
- 9 次回の国語分科会は平成 27 年 2 月 20 日（金）、漢字小委員会は平成 26 年 12 月 19 日（金）、日本語教育小委員会は平成 26 年 12 月 15 日（月）にそれぞれ開催することが確認された。
- 10 各委員の発言、及び事務局からの説明は次のとおりである。

○鵜飼国語課課長補佐

異動がございましたので、御紹介させていただきます。7 月 28 日付けで新たに委員発令がございました。亀岡雄委員でございます。

○亀岡委員

亀岡でございます。どうぞよろしくお願いいたします。

○鵜飼国語課課長補佐

なお、吉尾啓介委員は、7 月 4 日付けで委員を辞職されております。

また、7 月 25 日付けで事務局の異動がございましたので、御紹介いたします。文化庁次長の有松育子でございます。

○有松文化庁次長

有松でございます。よろしくお願いいたします。

○鵜飼国語課課長補佐

文化部長の佐伯浩治でございます。

○佐伯文化庁文化部長

佐伯でございます。よろしくお願いいたします。

○鵜飼国語課課長補佐

文化部国語課長の岸本織江でございます。

○岸本国語課長

岸本でございます。よろしくお願いいたします。

○岩澤分科会長

それでは、開会に当たりまして、新しく着任されました有松文化庁次長から御挨拶を頂きます。

○有松文化庁次長

皆様、おはようございます。本年7月に文化庁次長を拝命いたしました有松でございます。どうぞよろしくお願いいたします。

文化審議会国語分科会の開催に当たりまして、一言、御挨拶申し上げます。委員の皆様方には、大変お忙しい中、御出席いただき、また、国語施策及び日本語教育施策に、日頃から御指導賜っておりますこと、誠にありがとうございます。

本日は、国語と日本語教育の各小委員会の審議の状況について御報告いただきまして、今後の本審議会での更なる検討に向けて御意見を頂戴したいと考えております。

さて、文化庁では、今年8月以降、国語分科会の審議の状況や、国語施策、そして日本語教育施策への理解を広めるために、国語問題研究協議会や日本語教育研究協議会などを日本各地で開催してまいりました。日本語教育施策につきましては、日本語教育研究協議会などの場を活用して、日本各地における日本語教育の取組や課題の現状について情報を収集してまいりました。地域によって現状は様々でございますけれども、多くの地域で、地域における日本語教育の担い手の育成や日本語教育に対する多様なニーズを把握することが課題として挙げられていると聞いております。

また、国語施策につきましては、御案内のとおり、9月に、文化庁が毎年実施しております「国語に関する世論調査」の結果を公表いたしました。新聞やテレビなどで大きく取り上げられておりまして、改めて国民の皆様への言葉に対する関心の高さがうかがえるとともに、調査の結果から、国民の言葉に対する意識の変化を認識させられたところでございます。

この会議は、そういった社会の状況も踏まえた様々な課題に対応するために、これからの国語施策及び日本語教育施策について御検討いただく、大変重要な場であると考えております。委員の皆様には、どうぞ忌憚^{たん}のない御意見を賜り、これからの審議が実り多いものとなりますように、改めてお願い申し上げまして、大変簡単ではございますが、御挨拶とさせていただきます。

○岩澤分科会長

ありがとうございました。

本日は今期2回目の国語分科会になります。漢字小委員会、日本語教育小委員会、それぞれの審議状況につきまして、経過報告をしていただき、意見交換をしたいと考えております。

それでは、漢字小委員会の審議状況について、漢字小委員会の主査である沖森委員に説明をお願いいたします。

○沖森委員（漢字小委員会主査）

今期の漢字小委員会でのこれまでの議論について、御報告いたします。

机上にある、「国語分科会で今後取り組むべき課題について（報告）」の二つ目、目次に「2 常用漢字表の手当てについて」とあります。この冊子の中の3ページを御覧いただきたいと思います。「（3）「手書き文字の字形」と「印刷文字の字形」に関する指針の作成について」ということで検討を始めております。

今期の課題は、第12期の国語分科会で取りまとめられた報告の示す「2 常用漢字表の手当てについて」のうちの（3）です。この（3）につきましては、配布資料2の点線で囲まれた部分に引用がありますので、読み上げさせていただきます。冊子の3ページにある（3）の文章と同じものです。

「社会生活の中では、「手書き文字の字形」と「印刷文字の字形」の、字形上の違

い（例えば「鈴」のつくりの「令」の字形が「令」となるか、「令」となるか）が時に問題となる。改定後の常用漢字表の「（付）字体についての解説」にある「明朝体と筆写の楷書との関係について」では、既に、特に字形上の注意が必要であると判断される一定の常用漢字を例として、その考え方を示している。しかし、より分かりやすい解説や、取り上げる漢字の範囲の拡大について工夫の余地がある。このため、「手書き文字の字形」と「印刷文字の字形」に関する指針の作成について、今後、具体的に検討していく必要がある。その際、学校教育への影響、特に学校教育における漢字指導との関係について十分配慮する必要がある。」と書かれております。

ここで言っている常用漢字表の「（付）字体についての解説」とは、「改定常用漢字表」の冊子にあります。（17）ページの一番上に、「（付）字体についての解説」がございます。これが（23）ページまであります。（17）ページでは、「第1 明朝体のデザインについて」と題されており、（19）ページまで、印刷文字としての明朝体のデザインにはいろいろあることが示されております。

そして、（20）ページですが、「第2 明朝体と筆写の楷書との関係について」とあり、左側の明朝体の活字字形と、右側の手書きの楷書との関係を説明しております。例えば、（22）ページの「（6）その他」、上から4行目ですが、ここに「令」という字がございます。一番左側に明朝体の字形が示されておまして、一を挟んで、右側に手書きの文字が二つ並んでおります。この手書きの方の左のものは、明朝体に倣って書いたもの、「ふしづくり」の下の部分です。右のものは、下が片仮名の「マ」に見えます。この右の方は伝統的な楷書の慣習による書き方であり、常用漢字表では、ここにある二つの手書き文字は、見た目には違っても、同じ骨格を持った同じ文字とみなすという考え方を取っております。二つの手書きの字形はどちらも、印刷においては一の左側にある明朝体で示されるのが普通です。ただし、小学校では、この右側の、片仮名の「マ」とされている字形で印刷された教科書で学習しているのが現状です。

こうした漢字の字体や字形についての考え方を、国として示しているのは、常用漢字表のこの部分だけです。7ページにわたる、これが唯一のものであります。戸籍行政における通知や学校教育における通知などでも参照されるものとなっております。

ただ、実際には、字体についての解説の内容を御存じでない方が多くいらっしゃいます。このような印刷された文字と手書きの文字との関係についての考え方は、世の中全般では余り理解されていないのが現状です。

再び、この「令」を例としてお話し申し上げますと、役所や銀行の窓口で、学校で習った「マ」の形で書きますと、活字のとおりの形に書き直さないと求められたり、文字の細部の長短や方向などのちょっとした違いを捉えて、誤った字であるとみなされたりする場合があります。また、窓口を訪れた人が、自分の名前に含まれる「令」の字は、下が「マ」の形であって、明朝体の字形で印刷されると納得できない、というケースもあるようであります。

学校教育、特に小学校においては、学習指導要領の学年別漢字配当表に示された字形を標準として漢字の指導が行われております。この「令」で言いますと、「マ」を下に書く形の方を標準として漢字の指導が行われているようです。そうした、「マ」の方で書くものだけが正しいと考える先生も少なからずいらっしゃると伺っております。さらには、「（6）その他」の「令」の下、「女」という字について、横棒から「ノ」の上が突き出るか、突き出ないかという問題について、学年別漢字配当表では上に突き出る字形で示されておりますので、それによって正しいか誤りか判断される場合がありますという話も伺っております。小学校学習指導要領解説・国語編には、「児童の書く文字を評価する場合には、「常用漢字表」の「前書き」にある活字のデザイ

ン上の差異，活字と筆者の楷書との関係なども考慮することが望ましい。」という記述がございます。ここで言う「前書き」とは，御覧いただいております常用漢字表の前書きの部分の「（付）字体についての解説」のことですが，その存在は御存じでも，内容についてまで御存じである先生方は少数であるようです。

このような状況を鑑みて，漢字小委員会では，議論のスタートとして，世間一般で実際にどのようなことが起きているのか，学校教育にどのようなことが起きているのか，具体的な問題点を把握するために，ヒアリングを行いました。そして，戸籍業務をはじめ役所などの窓口で起きている問題についても，同様に，委員並びに有識者からヒアリングを行いました。このようなヒアリングの内容を踏まえて，どのような方針で指針を作成していくのか，どうしたら実際に役立つ内容になるのかなどを検討しているところです。

また，今後，具体的な成果物を作成していくに当たって，漢字小委員会の下に漢字打合せ会を設置いたしました。これは，毎回の漢字小委員会で検討するためのたたき台を準備するに当たって，主査，副主査，事務局で行うべき論点の整理をお手伝いいただくという趣旨の会です。漢字打合せ会は，11月7日に第1回の会合を持ちましたが，今後，字体・字形などに関する細かい検討は，まずこの漢字打合せ会で行う方針です。

以上，今期の漢字小委員会における検討内容について説明しましたが，これまでの漢字小委員会での議論において，各委員から出された主な意見については，配布資料2の1ページの下段から，幾つかに分類した上でまとめてあります。

少し読み上げさせていただきます。2ページの「1.1 前書きについて」の最初の「漢字の字形については，国語施策が知られていないことによる混乱とでも言うべき状況がある。既にもう国語施策として示されているにもかかわらず，それが社会の中で十分に知られていないというところに問題の基がある。もっと緩やかに捉えていいのだという基本的な考え方を前書きの中できちんと示すことが必要である。」といった御意見。3ページの「1.2 具体的な例示の方法について」というところの「基本的な考え方を示した上で，例示をどう作るのか，許容といったときの許容の範囲をどこで線引きするのかというところが問題である。実際に作業を始めたときに，どういう観点から線引きができるのか。それができるならば，一般の方に使えるものができるのではないか。逆にそこまで行かないと，今回やる作業の意味合いが余り見えてこないという感じを持っている。」といった御意見。その他，後でお読みいただければ幸いです。

当面の議論の焦点は三つあります。第1に，作成する指針の対象とする範囲をどこまでにするか。第2に，前書きに示す基本的な考え方をどのように整理するか。第3に，具体的な例をどのような形でどこまで示していくかという点です。現在のところ，漢字の字体・字形に関する考え方を国として示しているのは，先ほど申し上げたように，常用漢字表の「（付）字体についての解説」だけです。これを発展させ，より分かりやすく解説した指針を作成し広く周知していくことが，現在様々な場面で生じている問題について解決を図るきっかけになると考えております。

字形についての様々な問題に対して，実際に役立つ成果物となるために，前書きにどのような考え方を示し，また，どのように分かりやすく例示できるかをよく議論した上で，常用漢字にある2,136の漢字1字1字について細かく検討を行い，報告としてまとめていきたいと存じます。

漢字小委員会からの報告は以上です。

○岩澤分科会長

ただ今の御説明について，何か御質問，御意見等があればお願いいたします。御質

問、御意見、一括して頂きたいと思いますが、いかがでしょうか。特に御発言のある方はいらっしゃいませんか。（→ 挙手なし。）

では、もし御発言があるようでしたら、後ほどまとめてお願いします。

それでは、議事を進めてまいります。次に、日本語教育小委員会の審議状況につきまして、同小委員会の主査である伊東委員に御説明をお願いいたします。

○伊東副分科会長（日本語教育小委員会主査）

今期の日本語教育小委員会の審議状況について、経過報告をいたします。

皆様に御覧いただきたい資料は、配布資料3と配布資料4で、日本語教育小委員会の審議状況を示したものです。

最初に配布資料3を御覧ください。前期から今期までの審議経過を示したものです。御存じのように「論点」というキーワードがあり、最初のページの上に、論点1から11までございます。これまで日本語教育小委員会では、各地域で暮らす「生活者としての外国人」に対して、日本語教育の内容、方法について検討し、標準的なカリキュラム案や、教材例集などを取りまとめてまいりましたが、改めて日本語教育に関する課題の洗い出しなどを行うため、平成25年2月に「日本語教育の推進に向けた基本的な考え方と論点の整理について」を取りまとめて、11に整理しました。机上資料に、冊子がありますので、お時間がありましたら御覧いただきたいと思いますが、今日は配布資料3に沿ってお話をいたします。

昨年度は、この11の論点について、自治体や各地の日本語教育関係者から広く意見やデータの収集整理を行い、平成26年1月に「日本語教育の推進に当たっての主な論点に関する意見の整理について」をまとめました。その際、今後の検討の方向性として、以下の2点をまとめています。まず配布資料3の真ん中にある、一つ目の○を御覧ください。これについては、「地域における日本語教育についての意見が多く、地域における日本語教育はボランティアが大きな役割を担っていることから、日本語教育のボランティアを含めた地域における日本語教育の実施体制について検討が必要」とまとめています。次に、二つ目の○を御覧ください。「外国人の日本語学習ニーズや日本語学習環境のより詳細な実態等について、関係機関等との連携協力の下、調査研究の方法について検討した上で実施することが必要」とまとめております。

これらを踏まえまして、下の点線の枠のところですが、今期の日本語教育小委員会では、「論点7 日本語教育のボランティアについて」、これは、ボランティアを含めた地域の日本語教育の実施体制について検討しているところであり、それから、「論点8 日本語教育に関する調査研究について」、これは、関係機関等との連携協力に焦点を当てておりますけれども、このことについて検討しています。以下、論点7、論点8のそれぞれについて、具体的な検討項目を丸囲み数字で示しておりますが、この部分について、次のページ以降で説明します。

配布資料3の2ページを御覧ください。「論点7 日本語教育のボランティアについて」と書いておりますが、平成25年2月の「日本語教育の推進に向けた基本的な考え方と論点の整理について（報告）」を取りまとめた時点で、「地域の日本語教育の実施体制を整備し、学習機会を充実するために、必要に応じて更にもどのような方策が考えられるのか検討が必要」というものでした。それを受けて、昨年度は様々な意見やデータを収集し整理をした結果、平成26年5月の今期の検討開始時の段階では、「日本語教室の開設状況、人材等について、部分的に得られた意見をまとめた段階」であり、「地域の日本語教育の実施体制について、ボランティアをどう捉えるか、自治体や国の取組の検証などを行っていない」状況でした。こうした状況を踏まえて、今期の検討の方向性として、作業を三つ示しております。大きくは、①、②の二つの柱で考えております。まず、作業1として、用語の整理を行い、作業2として、自治体や

国の取組について検証を行った上、「地域における日本語教育の実施体制について考え方を整理する」こととしております。さらに、②では作業3として、「地域の日本語教育の実施体制の考え方に加え、実施体制とそれぞれの事例を示し、報告書にまとめる」ことを考えております。考え方を整理し、それらの事例を示していくことで、各地域における日本語教育の参考になればと考えております。これは地域差もあり、地域によって様々な取組、試行錯誤が繰り返されています。ほかの地域、教室ではどんなことをやっているか、参考資料を示すことが重要だろうと考え、取り組んでいると御理解いただきたく思います。

では、3ページを御覧ください。今、申し上げた作業1、作業2、作業3、本日以降のスケジュールを示しております。今期だけでなく、来期の7月頃をめどに取りまとめることを考えております。したがって、「論点7 日本語教育に関するボランティアについて」では、用語の整理、国や自治体の取組の検証を行い、地域における日本語教育の在り方を整理した上で、その事例を示して報告書にまとめるということを考えています。

それでは、同じ資料の4ページを御覧ください。「論点8 日本語教育に関する調査研究の体制について」ですが、まず、平成25年2月の「日本語教育の推進に向けた基本的な考え方と論点の整理について（報告）」を取りまとめた時点では、「政策的に必要と考えられる調査研究を中長期的に実施していく必要がある」とされておりました。それを受けて昨年度は、様々に意見やデータを収集して整理した結果、平成26年5月の今期の検討開始の段階では、「日本語教育政策の適切な企画立案・推進を図る上で必要な調査研究について、国、地方公共団体、その他の関係者でどのように連携協力して実施するかということについて検討し、実施することが必要である」という状況でした。外国人の日本語教育政策に関しては様々な形で取り組まれておりますが、連携協力が欠かせないというところから、こうした必要性を実感したところです。そういった状況を踏まえまして、[3]を御覧ください。「今期の検討の方向性」でお示ししておりますが、大きく①、②、③の三つの柱で考えております。まず、作業1として、「調査に関する共通利用項目」、「日本語能力について回答する際のcan-doリスト」を作成・提示し、各都道府県・政令都市による調査結果を集約して分析できるようにすることを考えております。このcan-doリストは、日本語で具体的にどんなことができるかを示したものです。最近の外国語教育では、能力の記述について、文法的な視点からではなく、日本語を学んだ後、その言葉を使ってどんなことができるかというリストが使われておりますが、それを作成・提示し、分析していくということです。各都道府県・政令都市では、一定期間ごとに、地域に暮らす外国人の状況について調査をしているところが多いことが分かっております。参考として使ってもらおう共通利用項目を作成することで地域間の比較や全国的な状況の把握をしたく、取り組んでいるところであります。②を御覧ください。作業2として「調査研究を実施」いたします。その下の点線部分は、昨年度まとめた報告書から抜粋したものです。ここから人材に関する部分を取り出して実施する予定です。③を御覧ください。作業3として、各機関等が行っている調査結果のより有機的な連携を目指して、毎年文化庁が行っております日本語教育実態調査等の既存の調査データの更なる解釈・分析、各教育機関等の調査結果等の情報収集・共有を行うことを考えています。詳細については未定ですが、関係機関が持っている知見をより有効に調査研究に生かしていきたいと考えております。

5ページを御覧ください。作業1、2、3のスケジュールを示しております。論点7と同様に、今期だけで物理的に作業を進めていくのは無理で、来期の7月頃をめどに取りまとめていきたいと考えております。

以上、概要ですが、論点7、論点8に関する審議状況を御報告させていただきます

た。これらの論点に関する詳細な審議状況について、6ページ以降に資料を付けておりますので、後ほど御覧いただけたらと思います。

それでは、日本語教育に関して早急に取り組むべき主な事項について、配布資料4を御覧ください。日本語教育小委員会では、別にもう1点検討したことがございます。現在文化庁では、文化芸術の振興に関する基本的な方針—これは第4次基本方針でございましてけれども—の策定に向けた検討を文化審議会文化政策部会で行っております。それに向けて、「日本語教育に関して早急に取り組むべき主な事項」をまとめ、本資料に基づき、平成26年7月に開催された第4回文化政策部会で報告しております。これにつきましては、後ほど事務局から御説明があるようなので、私からの説明は省略させていただきます。

以上、日本語教育小委員会の審議状況の報告とさせていただきます。

○岩澤分科会長

ただ今の日本語教育小委員会の審議状況の報告につきまして、何か御質問、御意見等があればお出してください。

○松岡委員

岩手から参りました、松岡と申します。私がいるところは外国人散在地域と言われておりますが、最近、散在地域で日本語教室の様子が変わってまいりました。学習者がいなくなっているということです。集中地域の場合には、生活者として定住化して、日本語をライフステージによって勉強したいという方がいらっしゃると思うのですが、散在地域の場合、情報を得る手段、出す手段を少し変えてきた、端的に言えばスマホがすごく普及しているのです。

前は日本語ができないと、情報から隔絶されて、非常に困った状態があったようですが、今は遠隔からでも情報が得られるので、自国のネットワーク又は自言語のネットワークさえあれば、日本語を勉強しなくても、お金を稼ぐことができるという変化があるそうです。そうした理由で、地方では学習者が数人で日本語教室をやっていたところがどんどん閉鎖の状態になってきているそうです。そういう中で、日本語教室や日本語教育を今後どうするか考えるときに、外国の方は日本語を勉強すべきなのか、受入れ社会はその方とどういう共通言語を持ち、どういう社会を築こうとしているのかを考える必要があると思います。そうした議論が全くないまま、日本語教育をどうしようかと考えても、余り意味がなくなってきたと感じています。

もう1点。岩手もそうですが、例えば沿岸の被災地の水産加工場に外国人の技能実習生、建築現場にも外国人労働者の方たちが、知らないうちにたくさん入ってきています。ただ、その方たちは地域社会とはほとんど接点がありません。その方たちに対する日本語教育が、ある地域では地元のボランティアの日本語教室で行われている。ただ、多分、企業のためにやっていて、ボランティアが企業のために日本語教育をしなければならない理由とは何なのか。しかも、手弁当プラス持ち出しです。

こういう調査がこれから入ると、地元の教室に反発を食らう可能性があると思います。その辺りについて、根本的な問題を考えながら、日本語教育小委員会が一体どこに向けて何を提言しようとしているのかを、整理していただきたい。そういったお願いです。

○岩澤分科会長

それ以外に何か御発言、御質問、御意見等、おありになる方はいらっしゃいますでしょうか。よろしいでしょうか。御意見につきましては、また日本語教育小委員会で議論をしていただくことになると思います。

では続きまして、前回の本分科会でも説明がございましたが、文化政策部会で行われております、文化芸術の振興に関する基本的な方針の検討状況につきまして、事務局より報告をお願いします。

○岸本国語課長

それでは、第4次の文化芸術の振興に関する基本的な方針の策定に向けた議論の状況について説明をさせていただきます。配布資料4と参考資料2から参考資料5までを御覧いただきながらお聞きいただきたいと思います。

まず、参考資料2を御覧ください。5月の国語分科会でも御説明しましたが、3月の文化審議会での諮問文です。文化芸術振興基本法に基づいて、政府として、おおむね5年に1度、「文化芸術の振興に関する基本的な方針」を定めることとしております。現在は、本日机上資料としてもお配りしております、平成23年2月に策定されました第3次基本方針に基づいて、文化芸術の振興が図られております。ただ、第3次の基本方針策定後、東日本大震災ですとか、2020年にオリンピック・パラリンピック競技大会の東京開催が決定したこと等を受けまして、文化芸術を取り巻く状況も変化してきております。そこで第4次、次期の基本方針を策定することとなりまして、本年3月28日の文化審議会総会で、下村文部科学大臣から文化審議会総会に対して諮問が行われました。その諮問の中で、国語分科会関係では、5ページを御覧ください。下の方に「(4)文化発信と国際交流の推進について」とありますが、日本語の海外発信の強化について記載されております。

続きまして、配布資料4を御覧ください。第4次の基本方針についての検討ですが、現在、文化審議会総会の下に設置されております文化政策部会を中心に行われております。先ほど、日本語教育小委員会の伊東主査から御報告いただきましたとおりですが、日本語教育小委員会でも、今年の7月まで配布資料4「日本語教育に関して早急に取り組むべき主な事項」の取りまとめのための議論を行っていただき、7月3日に開催された第4回文化政策部会で伊東主査から御報告いただいたところです。

この取りまとめでは、1ページ目の二つ目の○、それから三つ目の○ですが、「我が国に在留する外国人数は、この20年間で約100万人から200万人に倍増」しており、「2020年に開催されるオリンピック・パラリンピック競技大会に向けて、来日・在住する外国人数の増が見込まれる」こと、それから、四つ目の○ですが、「2020年段階で目指すべき成果の一つとして、在留外国人における日本語学習者数の割合を、現在の約1.5倍の10%とすることが挙げられて」おります。

しかし、地域の現状を見てみますと、下から二つ目の○ですが、「日本語教室等が必要であるにもかかわらず、必ずしも十分に整備されていない」ことが課題として挙げられております。この課題を克服するための方策として、2ページに、「日本で生活する外国人に対する日本語の学習環境の整備として、外国人がいつでもどこでも誰でも日本語を学習できるよう日本語教育を推進することが必要」であると考えており、早急に対応すべき事項としまして、「日本語学習環境の地域による取組の偏りを解消するために、複数の自治体や自治体と大学等の連携・協働等による取組を促進し、地域の日本語教育の広域推進拠点の形成を図る」という点と、「日本に在留する外国人が日本の魅力や日本語学習の重要性を発信するための取組の実施」の2点を挙げていただいております。

続きまして、参考資料3を御覧ください。こちらは、文化政策部会で第4次方針の策定に向けて検討した内容について、中間報告として取りまとめられたものでして、7月24日の今期第2回の文化審議会総会で報告されております。1枚目の「審議結果報告(概要)」の「1.文化政策の中長期的な方向性について」で、「○2020年を契機として、2020年以後も見据え、文化振興方策を講じていく必要」といったことや、

「○文化力で社会課題（地域振興，震災復興等）へも対応」という基本的な視点や方向性について言及されております。続いて、「2. 講ずべき施策について」ですが、「文化プログラムの取組への支援や環境整備」について言及するとともに，文化芸術立国の実現に向けて，「（1）人をつくる」，「（2）地域を元気にする」，「（3）世界の文化交流のハブとなる」という三つの柱に加えて，「（4）施設・組織・制度の整備」という柱を掲げております。特に「（3）世界の文化交流のハブとなる」ですが，先ほど御説明いたしました，日本語教育小委員会から御提出いただいた内容が，右下の青色の四角の中，上から四つ目に「○日本語教育を推進する環境整備 地域の広域推進拠点を形成」として盛り込まれております。

なお，その後ろに審議経過報告の本体を付けておりますが，3 ページ目，2020 年東京大会での文化プログラムに向けて講ずべき施策として，在留外国人数の中での日本語学習者数の割合を向上する目標値について記載がされております。4 ページ目以降では，文化芸術立国実現に向けた施策例が記載されております。その中で，世界の文化交流のハブとなる施策の一つとして，10 ページ目の真ん中辺りですが，「○日本語教育を推進する環境整備」としまして，地域の日本語教育の広域推進拠点を形成することと，日本に在留する外国人が日本語学習の重要性を発信するための取組の実施として記載されているところでございます。

続いて，参考資料 4 を御覧ください。11 月 10 日に行われました第 8 回文化政策部会で配布された資料を抜粋したものでございます。第 4 次の基本方針の策定までの検討スケジュール及び基本方針策定に当たっての論点がまとめられております。まず，1 ページ目を御覧ください。文化政策部会では，先ほど御紹介した審議経過報告を取りまとめた後，委員から推薦のあった団体に対してヒアリングを行っております。現在 8 回目まで開催しております，具体的なヒアリングなどにつきましては，この裏の 2 ページ目のところに記載がございましたので，後ほど御覧いただきたいと思います。

このヒアリングの後，12 月からは答申起草に向けたワーキング・グループで答申案を具体的に起草していく作業を来年の 2 月頃まで行い，その後，国民からの意見募集を経て，平成 27 年 4 月をめどに，文化審議会の答申として取りまとめる予定となっております。

3 ページ目から 5 ページ目を御覧ください。ここでは，第 4 次基本方針策定に当たっての構成及び盛り込まれるべき内容についての論点がまとめられております。例えば構成について，第 3 次と同じく基本方針の全体の構成について，基本理念，重点施策，基本的施策の 3 本柱とするかどうかといった論点ですとか，基本理念の内容に，東日本大震災の経験を踏まえた視点や，2020 年オリンピック・パラリンピック東京大会及びその後を見据えた視点を盛り込んだ加筆修正を行うかという論点，また，重点施策の構成を諮問文に合わせたものにするかといった論点などが示されております。特に内容について，5 ページ目を御覧ください。「内容としては，例えば，以下のような施策を重点施策として，新たに盛り込む必要がある。」という記載がございまして，点線の四角囲みのところで，審議経過報告に盛り込まれている施策例が列挙されております。

そして，同じく 5 ページ目の下の部分，「3. 「第 3 文化芸術振興に関する基本的施策」について」のところですが，現在の第 3 次基本方針では文化芸術振興基本法の規定に則して施策が網羅的に記載されていますが，各施策の進捗状況を反映するとともに，今御紹介した 5 ページ目の上の四角囲みで列挙されているような新たな施策を盛り込む必要があるとされております。

最後に，参考資料 5 を御覧ください。現行の第 3 次基本方針のうち，国語施策，日本語教育施策，国語分科会に係る箇所を抜粋したものです。先ほど参考資料 4 で御説明しましたとおり，文化政策部会では，この「第 3 文化芸術振興に関する基本

的施策」の部分で、参考資料4の5ページの四角囲みで列挙されている視点からの新たな施策を盛り込む必要があるとされています。今後、抜粋して参考資料5としてお示ししている部分につきましても具体的に第4次基本方針に向けた作業を進めていくこととなります。国語分科会の委員の皆様におかれましても、例示されているような新たな視点からの御意見がございましたら、是非頂戴できればと考えております。

会議の後、改めて事務局から委員の皆様にお伺いしたい旨の御連絡をさせていただきますので、御協力のほどよろしくお願いいたします。説明は以上です。

○岩澤分科会長

ただ今の説明につきまして、何か御質問、御意見等があればお願いいたします。

○尾崎委員

質問ではなくて、お願いです。文化芸術立国中期プランの中で、2020年までに日本語学習者の割合を現在の1.5倍、10%にするという目標が掲げられていて、こういった数値が出ることはなかったことですので、こういった数値が出たことを非常に有り難く思っています。ただ、どうやって増やしていくか考えたときに、今の状況では、現場ではボランティアの方たちに随分依存するような状況があります。それを改善するにはそれなりの方策と、人とお金の問題が絡んできますので、国として予算措置も含めてこの目標が達成できるように御努力いただきたいと思います。そういったお願いです。私自身は日本語教育小委員会のメンバーでもありますので、メンバーとしてやれることは精一杯やらせていただきたいと思います。

もう1点。先ほどの松岡委員の御意見、御指摘は、非常に重いと思って伺っていました。外国の方がこれだけ増えてきて、更に増えるということは、日本語を母語としない方、あるいは家庭で日本語を使っていない環境の子供たちが成人していくということです。そういう日本社会の中で、母語話者、非母語話者を含めてどうやって日本に暮らす人々が心を通わせていくのか、一緒に暮らすのか、仕事をしていくのか。そのときに、日本語が唯一のコミュニケーション手段になるのかどうか。

松岡委員の御指摘だと、日本語が分からなくても、それぞれの母語のネットワークを使って日本で力強く生きている人たちがいて、それについてどう考えるのかという御指摘だと思います。そのような問題は、日本語教育小委員会の議論を超えています。

「国語」ということについて、前回も議論があったと思いますが、「国語」と考えるか「日本語」と考えるか。それは更に言えば、日本語を母語としない人たちも含めて、日本がどういう言葉で生きていくかということになるかだと思います。中には、不幸にして警察沙汰になったり、裁判沙汰になったり、あるいは病気になったり、いろんなところで日本語が十分じゃない方が、基本的な扱いを受けられにくい状況があることは分かっていることです。そういったことも含めて日本語をどうするか。我々の大事な日本語を、今後どういう形で育てていけば、いろんな国の人が集まってくる多文化の社会を作っていけるか、本質的な議論を積み上げていく必要があると強く感じます。

漢字小委員会で大変な御努力をさせていただいて、前回も異字同訓の御報告がまとまりました。私、あれを拝見して、すごく役に立って、早速利用させていただきました。ただ、これを外国の人から見ると、漢字を使わないで全部平仮名にしてくれればいいじゃないかという見方もあり得る。それから、今日御報告いただいた、字形をどう扱うかということについても、止めるとかはねるとか、出るとか出ないかということとは、大人の日本人にとっては日常生活でほとんど問題にならない事柄だと思います。その辺が問題かどうかの調査をなさるといことで、大変結構だと思いますが、今日のお話を聞いていると、教育の現場で学校の先生方が正誤判定をするときの基準を作っているのかなと思いました。誤解しているかもしれませんが、こういった漢字の

字形の問題は、日本語母語話者にとっては大事なこともかもしれませんが、世界に開かれた日本語、海外の日本語普及ということも含めて考えたときに、どちらかというところ、重要度が低いと言ってしまうは大変失礼ですが、率直に申し上げて優先順位が低いと、そんな感想を持ちました。

○岩澤分科会長

事務局から、前段の件では御発言なさいますか。

○岸本国語課長

御意見、ありがとうございます。目標値を達成するという点につきましては、より一層の取組が必要であるという、正にそういう認識は持っているところでして、引き続き委員の皆様のお知恵を拝借しながら考えていければと思っております。

それから、松岡委員の御意見に関連した部分ですが、地域においていろいろな状況の変化が起こっているということで、その実態把握のための調査研究の推進を、論点8のところを進めようとしておりますので、まずはいろんな地域の実情の把握をした上で、その先の効果的な施策の在り方を考えていきたいと思っております。

その後の、漢字の話ですが、今、学校現場等ではがちがちに解釈されている部分もあるということに関して、現在、漢字小委員会で御議論いただいているのは、もっと緩やかなものとして捉えていただくための指針の作成についてです。どちらかというところ、尾崎委員のおっしゃった方向性に沿うものなのではないかという気もしております。ここは日本語教育施策と国語施策、両方を含めた広い視野から御意見を頂く場ですので、頂いた御意見をそれぞれの小委員会に持ち帰っていただきまして、引き続き、そういった視点も踏まえて議論していただければと考えております。

○沖森委員

貴重な御意見を頂きまして、ありがとうございます。配布資料2としてあります今日の経過報告の中で、8ページに入試等との関係についてというところがあります。日本人にとってどっちでもいいのではないかということは、もちろんそのように思いますけれども、実際に、入試採点において、採点者によって正否の判断が揺れるような状況で試験が行われています。そして、1点差で合格、不合格ということが現実には起こっていると私も思っております。こういうことを考えますと、もちろん外国人にとっては書ければいいのではないかと思います。現実には学生たちは非常に神経質になっている点をやはり解消していきたい。私も、先ほど岸本課長の御発言にありましたように、もっと緩やかにするような考え方を普及させたいという趣旨でございます。そこは御理解いただきたいと思っております。

○岩澤分科会長

これ以外に何か御質問、御意見等ございますか。

二つの小委員会からの報告がございました。その後、文化芸術の振興に関する基本的な方針の検討状況の説明がございました。そして、関連する意見と、二つの小委員会の報告に関する意見が出ておりますので、三つの報告に対するまとめた御質問、御意見でも結構でございますので、もしあれば御発言いただきたいと思います。

○戸田委員

先ほど、松岡委員、尾崎委員の、本質的な御意見がございましたけれども、私からは具体的なことについてお願いをさせていただきたいと思っております。

生活者としての外国人に対する日本語教育を考えたときに、学習者のレベルは非常

に様々ですが、やはり、高い日本語力を望んでいる学習者、外国人も大勢いますので、それをボランティアの方々に依存するのはなかなか難しいかと思えます。是非専門家の活用と言いますか、専門家の知見も生かした施策をよろしくお願いいたします。

○井上委員

先ほどのかなり基本的な、本質的な議論に戻ってしまいますが、私、文化審議会国語分科会日本語教育小委員会に参加する前に、経団連代表ということで、法務省の出入国管理の政策の基本を定める懇談会、出入国管理政策懇談会に参加しておりました。そこでは、基本的には在留外国人の変化、質的な変化、量的な変化も両方あると思えますが、それを踏まえて政策の基本を定めておりました。現在、第6次の懇談会が行われていて、訪日外国人、特に旅行者がたくさん来ることがまずベースとなって、出入国管理政策をどういう形に変えていくかという議論がされています。

当然、私が所属している日本語教育小委員会は、在留外国人、すなわち日本で生活をしたり、働いたりしている方々が基本ではあります。しかし、日本に来て、日本の文化に触れて、日本語もある程度勉強しようというきっかけを作ってもらおうという意味では、対象が日本に来る外国人であってもいいわけです。また、それがきっかけになって留学を志す若者が増えることになれば、これは大学教育という世界における日本語教育という観点にもなるでしょう。

やはり文化庁の骨折りが必要だと思います。出入国管理政策懇談会の方に、文化審議会国語分科会でやっている、漢字の問題も含め、日本語教育の問題も含め、是非、今、自分たちが検討している内容を伝えていただきたいと思えます。第6次に間に合うかどうかは難しいかもしれませんが、外国人が質的にも量的にも変化しながらいろいろな形で増える中で、漢字の政策、あるいは日本語教育の政策とはどうあるべきかということをごちからからどんどん出していただいて、出入国管理政策の方にも反映していただきたいと思えます。

その中で、冒頭回りくどい言い方をしましたが、日本語教育の本質的な在り方一国がどこまで関与するのか、地方自治体がどう関与するのか、あるいはボランティアがどういう役割を果たしてどういう負担でやっていくのかということが明確になってくるのではないかと思います。その辺りが、実は日本の今の国の体制の中では明確になっていません。文化庁に全部やれというのは難しいですし、それから法務省の出入国管理政策懇談会で全部やるというのも多分難しいと思えます。ですから、情報をこの霞が関の中で流通させた上で、そういった漢字の政策、日本語教育の政策を前に進めるための何かしらの枠組みを作っていただくと、お互いリンクしながら国の政策が進んでいくのではないかと思います。

○岩澤分科会長

今後に向けての提言という形で御発言がございました。ほかにはいかがでしょうか。

○納屋委員

国語分科会の取組としては、「国語分科会で今後取り組むべき課題について(報告)」の中で、「1 「公用文作成の要領」の見直しについて」ということが挙がっております。尾崎委員から、これから私たちの国がどういう言葉を使っていくかとの御発言がありました。その言葉を選ぶときに、「公用文作成の要領」の中で、現在の国語、日本語に基づいて公用文を作成していくべきと書き込まれる必要があると私は感じました。

漢字の字形について取り上げることについて、視野が狭かったり、現在の段階で取り組む課題として小さい問題であったりするのではないかとの御意見が出ました。今

後、日本が漢字仮名交じり文を使い続けるとするならば、絶対にそのように小さなものとは考えにくく思いました。

子供たちが巣立っていくことは、日本が、世界の中で必要とされ、世界の国と手を携えてやっていく一員になるための重要な基礎の部分であると考えます。

○鈴木（泰）委員

話が大分大きくなってきたので、発言させていただきます。今の日本語については、漢字仮名交じり文を標準とするという線が、大分前の国語審議会で決まりましたが、新しく外国人の方が入ってきたときに問題が起こってくるんだろうと思います。

日本語には漢字もありますが、仮名もあります。もう少し複線的に使い分けをしてもいいと思います。あるものについては仮名だけで書くとか、あるものについては漢字仮名交じり文でいいとか。それでも日本語であることには変わらないわけです。つまり、日本民族の統合の象徴と言ってもいいわけです。日本語はどう書くかということと直接結び付いてはいないはずですが、日本には、どうもそれは当然結び付いているのだと思われています。そこに、外国人が入ってこようとするハードルの高さを感じて、そんな日本語を学ぶより、楽な母語で済ましてしまおうという可能性があるのだと思います。せっかく高い文化、芸術、科学、全て賄える言語ですから、こういう言語を将来多くの外国人に使ってほしいと思います。でも、それを最初から示してしまうのは、余り得策ではないかと思えます。つまり、便宜としてもう少し複線化できないかなと、時々考えていますので、申し上げました。

○岩澤分科会長

特段、御発言はございますか。では、影山委員の御発言を最後ということで審議を進めさせていただきます。

○影山委員

鈴木（泰）委員のお考えは、非常に当たっている部分がありますけれども、あえて逆のことを申し上げます。外国人の方で、日本文化、日本語、日本経済を扱っている、日本語に達者な方に、「どうして日本語に興味を持ったのか。」と聞きますと、「漢字が魅力的だった。」、「漢字は欧米になく、しかもそれに意味が籠もっている。アルファベットのA, B, C自体は意味がないけれども、漢字には意味が籠もっていて、それを、難しいけれども習得することで、知的な一つの達成感が得られる。それによって、日本に対して更に愛着が湧く。」ということをして、実際に何人もの人から聞きましたので、あえて申しました。

○岩澤分科会長

ありがとうございます。

それぞれ小委員会の報告を受けて、国語分科会らしい御意見と言いますか、意見交換ができたと思います。もちろん、今日の議論だけで十分とは言えませんが、全体の会議になりますと意見が出ない場合もございます。それが、今日は幾つか将来を見据えた御発言もございましたので、これらの意見も参考にしながら、それぞれ小委員会で今後の議論を尽くしていただけたらと思います。

それでは、次に「その他」の案件といたしまして、今後の審議スケジュール及び平成27年度概算要求の状況について、事務局から説明をお願いいたします。

事務局（鶴飼国語課長補佐）から配布資料5及び6について説明

○岩澤分科会長

ただ今の説明につきまして、何か御質問、御意見等がございますでしょうか。よろしいでしょうか。（→ 挙手なし。）

それでは、本日の議題は以上でございます。ほかに何か取り上げるべきことがあれば、委員の皆様からお願いいたします。（→ 挙手なし。）

特にないようであれば、本日の協議につきましてはここまでといたします。

これで第 56 回文化審議会国語分科会を終了いたします。ありがとうございました。